

福岡高裁民訟第73号

(組ろー05)

平成25年2月27日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆 夫

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け最高裁民三第454号に基づく

報告)

標記の報告について、福岡高等裁判所管内分を別添のとおり送付します。

(高等裁判所経由)

福岡地裁民第167号

(組ろー05)

平成25年2月20日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡地方裁判所長 川 口 宰 護

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における当庁における執行官事務について、実施した標記の査察結果は下記のとおりです。

記

- 1 査察事項
別紙第1のとおり
- 2 査察日程等
別紙第2のとおり
- 3 査察結果の要旨
別紙第3のとおり

(別紙第1)

重点査察事項

1 事件の処理に関する事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 記録、調書、その他の書類の作成に関する事項
- (3) その他事件の処理に関する事項

2 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

3 予納金、保管金及び保管物に関する事項

4 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

6 公印の管理及び保管に関する事項

7 執行官室の運営に関する事項

8 情報セキュリティに関する事項、特に非公表情報の持ち出し許可等の状況

9 身分証明書、執行官手帳及び執行官腕章並びに駐車禁止除外指定車標章等の保管及び使用に関する事項

(別紙第2)

1 被査察庁及び日程等 (自庁査察)

実施年月日	査察庁及び執行官氏名	査察担当者	
		監督官	監督補佐官等
平成24年 6月19日(火)	福岡地方裁判所 執行官 天賀文仁 (総括執行官) 同 池上敬二 (総括執行官補佐) 同 鶴 努 (総括執行官補佐) 同 勝田 哲 同 同 川口 勉 同 同 松下忠義 同 同 野中政浩 同 同 水貝 幸 同 同 濱口正志 同 同 大塚慶之	部総括判事 岸和田羊一 判事 家原尚秀	民事首席書記官 森中信三 民事次席書記官 吉崎 浩 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課長 森 久和 主任書記官 梅田素弘 同 矢ヶ部博之 同 上野尚久 同 清水富子 同 徳島和典 同 布川 実 同 小泉武夫
6月28日(木)	福岡地方裁判所 飯塚支部 執行官 東 能博	支部長判事 野尻純夫	庶務課長 内野浩二 主任書記官 篠崎 淳
6月19日(火)	福岡地方裁判所 久留米支部 執行官 近見俊彦 (総括執行官補佐) 同 梶田 耕 同 同 前田 昭 同 同 松丸昭義	支部長判事 有吉一郎	庶務課長 白石勝一郎 主任書記官 酒匂悦子
6月8日(金)	福岡地方裁判所 小倉支部 執行官 壁屋秀之 (総括執行官補佐) 同 赤澤澄雄 同 同 濱崎賢治 同 同 稲満芳弘 同 同 久保広俊 同 同 村田継信	支部長判事 永松健幹 部総括判事 須田啓之	事務局次長 清田浩一 民事次席書記官 福地基司 庶務第二課長 原 信拓 主任書記官 松藤達也 同 時吉賢二 同 後藤省一
6月20日(水)	福岡地方裁判所 直方支部 執行官 赤澤澄雄 (小倉支部からてん補)	支部長判事 木村曉宏	庶務課長 坂本 純 主任書記官 浦添誠司

6月13日(水)	福岡地方裁判所 柳川支部 執行官 梶田 耕 (久留米支部からてん補)	支部長判事 岩崎 慎	庶務課長 湊上 敦 主任書記官 吉井 哲
6月12日(火)	福岡地方裁判所 大牟田支部 執行官 松丸昭義 (久留米支部からてん補)	支部長判事 齋藤 大	庶務課長 大嶋道人 主任書記官 平原裕二
6月27日(水)	福岡地方裁判所 八女支部 執行官 前田 昭 (久留米支部からてん補)	支部長(代理)判事 藤田光代	庶務課長 小西博文 主任書記官 近藤裕之
6月15日(金)	福岡地方裁判所 行橋支部 執行官 橋本賢司	支部長判事 宮崎朋紀	庶務課長 今村恵一 主任書記官 中ノ神繁樹
6月22日(金)	福岡地方裁判所 田川支部 執行官 村田継信 (小倉支部からてん補)	支部長判事 安田大二郎	庶務課長 小柳智児 主任書記官 佐藤貴司

2 被査察庁及び日程等（全庁査察）

実施年月日	査察庁及び執行官氏名	査察担当者	
		監督官	監督補佐官等
平成24年 12月13日(木)	福岡地方裁判所 執行官 天賀文仁 (総括執行官) 同 池上敬二 (総括執行官補佐) 同 鶴 努 (総括執行官補佐) 同 勝田 哲 同 同 川口 勉 同 同 松下忠義 同 同 野中政浩 同 同 水貝 幸 同 同 濱口正志 同 同 大塚慶之	部総括判事 岸和田羊一	民事首席書記官 森中信三 民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲 民事訟廷管理官 南 毅彦 出納課長 森 久和 主任書記官 梅田素弘 同 矢ヶ部博之 同 古館勝敏 同 徳島和典 同 布川 実 同 鵜池明子
10月4日(木)	福岡地方裁判所 飯塚支部 執行官 東 能博	部総括判事 岸和田羊一	民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課課長補佐 野口英一郎 主任書記官 矢ヶ部博之 同 古館勝敏 書記官 三船徹也 総括執行官補佐 壁屋秀之
10月25日(木)	福岡地方裁判所 久留米支部 執行官 近見俊彦 (総括執行官補佐) 同 梶田 耕 同 同 前田 昭 同 同 松丸昭義	部総括判事 岸和田羊一	民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課長 森 久和 主任書記官 矢ヶ部博之 主任書記官 梅田素弘 書記官 岩下壮一郎 総括執行官 天賀文仁

11月15日(木)	福岡地方裁判所 小倉支部 執行官 壁屋秀之 (総括執行官補佐) 同 赤澤澄雄 同 濱崎賢治 同 稲満芳弘 同 村田継信 同 久保広俊	判事補 酒井英臣	民事首席書記官 森中信三 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課課長補佐 野口英一郎 出納課主任 長瀬孝子 主任書記官 矢ヶ部博之 同 古館勝敏 同 鵜池明子 書記官 福富美穂子 書記官 古賀博士 書記官 原田 恵 総括執行官 天賀文仁 総括執行官補佐 池上敬二
10月10日(水)	福岡地方裁判所 直方支部 執行官 赤澤澄雄 (小倉支部からてん補)		民事次席書記官 福地基司 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課長 森 久和 主任書記官 松藤達也 総括執行官 天賀文仁
9月28日(金)	福岡地方裁判所 柳川支部 執行官 榊田 耕 (久留米支部からてん補)		民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課長 森 久和 主任書記官 梅田素弘 書記官 藤井憲治 総括執行官補佐 鶴 努
9月20日(木)	福岡地方裁判所 大牟田支部 執行官 松丸昭義 (久留米支部からてん補)		民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲

			出納課課長補佐 野口英一郎 主任書記官 清水富子 書記官 久保田清和 総括執行官補佐 近見俊彦
10月17日(水)	福岡地方裁判所 八女支部 執行官 前田 昭 (久留米支部からてん補)		民事次席書記官 西坂幸也 総括主任書記官 柴田啓憲 出納課課長補佐 野口英一郎 主任書記官 梅田素弘 書記官 宮原慎一 総括執行官補佐 池上敬二
9月13日(木)	福岡地方裁判所 行橋支部 執行官 橋本賢司		民事首席書記官 森中信三 民事次席書記官 福地基司 出納課長 森 久和 主任書記官 古舘勝敏 書記官 高原勇治 総括執行官補佐 壁屋秀之
11月2日(金)	福岡地方裁判所 田川支部 執行官 村田継信 (小倉支部からてん補)		民事首席書記官 森中信三 民事次席書記官 西坂幸也 出納課課長補佐 野口英一郎 主任書記官 時吉賢二 総括執行官補佐 壁屋秀之

(別紙第3)

査 察 結 果 要 旨

注：指摘事項等には、適切な取扱いである事項は○印を、不適切な取扱い事項には●印を付している。

1 事件の処理に関する事項

(1) 事件の受付及び分配に関する事項

- 申立時に郵券90円が添付されていることが窺われるのに申立書等に郵券が添付されている旨の付記及び認印がされていないものがあった。

(2) 記録、調書、その他の書類の作成に関する事項

- 動産執行事件、不動産引渡し等事件及び仮差押等事件の調書に次のような誤記等があった。

ア 「執行に立ち会った者」欄の誤記又は記載漏れが散見された。

イ 「執行に立ち会った者の署名押印」欄に立ち会った者の署名を欠くもの又は署名押印ができなかった理由の記載を漏らしたものが散見された。

ウ 複数の頁に渡るのに契印や契印に代わる措置を取っていない調書が散見された。

エ 土地・建物を対象とする明渡執行において、土地に関する明渡しの催告の公示をした旨の記載が漏れているものがあった。

オ 占有認定に関する記載を漏らしている調書があった。

カ 夜間執行が許可されている事件で、同許可書の提示をした旨の調書への記載が漏れているものがあった。

キ 調書に記載されている債務名義の特定が不十分（裁判所名、事件番号）なものがあった。

ク 調書作成者の記名・押印漏れがあるものがあった。

- 「引渡期限延長許可申出書」について、引用条文を誤っているものがあった。

た。

- 明渡催告時に掲示した公示書について、物件の表示として「□本件建物」と記載しているだけで対象となる建物の特定が十分でないものがあつた。

(3) その他事件の処理に関する事項

- 明渡しの催告後に事件が取り下げられたため債務者に通知しているのに、記録上、その旨が明らかにされていないものがあつた。
- 債務名義還付の希望がある事件で、事件終了後直ちに債務名義の還付を行っていないものがあつた。
- 自動車の引き渡し事件について、鍵の解錠補助者を立会人としているものがあつた。
- 現況調査報告書につき、抵当権に優先する賃借権を確認する際、占有者と連絡が取れない場合にライフラインの調査を行っていないものがあつた。

2 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

- 特に問題になる事項はなかった。

3 予納金、保管金及び保管物に関する事項

- 動産執行事件記録（既済）と建物明渡事件記録とが曳舟になっている事件で、動産執行事件について、特に理由がないのに予納金が還付されていないものがあつた。

4 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

- 帳簿の備え付け等は通達どおり行われていた。

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

- 帳簿、記録等は、[REDACTED]に整理して保管されており、既済記録も所定の[REDACTED]に整理して保存されていた。
- 保存に付した送達等事件簿について、現在、使用している送達等事件簿に合綴されたままになっているものがあつた。

6 公印の管理及び保管に関する事項

○ 公印の管理及び保管は適切に行われていた。

7 執行官室の運営に関する事項

○ 特に問題になる事項はなかった。

8 情報セキュリティに関する事項，特に非公表情報の持ち出し許可等の状況

- 執行官が使用している裁判所支給外端末に内蔵された記憶装置に非公表情報を記録させて，被てん補庁から本務庁に情報を持ち出していることがあったので，平成24年3月29日民事局第三課長「指紋認証付USBに管理及び使用について」に定められているとおり，端末の記録装置には情報を記録させず，事件処理に必要な情報をUSBメモリに記録させて，持ち出す都度，確実に許可を受けるように指導したものがあった。

9 身分証明書，執行官手帳及び執行官腕章並びに駐車禁止除外指定車標章等の保管及び使用に関する事項

○ 執行官に面談するなどして保管等の状況を聴取したが，いずれも問題となる事項はなかった。

(福岡高等裁判所経由)

佐賀地裁民訟第53号

(組ろ-05)

平成25年2月21日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

佐賀地方裁判所長 角 隆 博

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の事務査察の結果は下記のとおりです。

記

1 日程等

別紙第1のとおり

2 重点査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の受付及び分配に関する事項
- (3) 事件の処理に関する事項
- (4) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (8) 執行官室の運営に関する事項

3 査察結果

別紙第2のとおり

(別紙第1)

1 日程等

(1) 自庁査察

実施年月日	被 査 察 庁 執 行 官	査察事務担当者 官 職 氏 名
平成 24 年 6 月 19 日 (火)	佐賀地方裁判所 堤 邦 博 南 里 進 橋 口 賢 二	執行官監督官 部総括判事 波多江 真 史 執行官監督補佐官 民事首席書記官 入 江 明 子 民事訟廷管理官 千 住 敏 彦 主任書記官 安河内 修 会計課長 大 鶴 修 司 同補助者 主任事務官 内 山 朗 子
平成 24 年 6 月 25 日 (月)	佐賀地方裁判所唐津支部 南 里 進	執行官監督官 判事 (支部長) 官 島 文 邦 執行官監督補佐官 庶務課長 井 手 義 治 同補助者 主任書記官 安 永 秀 典 書記官 坂 井 茂 主任事務官 敷 地 哲 明
平成 24 年 6 月 26 日 (火)	佐賀地方裁判所武雄支部 黒 田 彰 武 堤 邦 博	執行官監督官 判事 (支部長) 木 村 哲 彦 執行官監督補佐官 庶務課長 弘 川 昭 人 同補助者 主任書記官 与 田 雅 彦 主任事務官 大 塚 世 津 子 主任事務官 江 島 秀 行

(2) 全庁査察

実施年月日	被 査 察 庁 執 行 官	査察事務担当者 官 職 氏 名
平成 24 年 10 月 23 日 (火)	佐賀地方裁判所武雄支部 黒 田 彰 武 堤 邦 博	執行官監督官 部総括判事 波多江 真 史 執行官監督補佐官 民事首席書記官 入 江 明 子 民事訟廷管理官 千 住 敏 彦 主任書記官 安河内 修 同補助者 会計課課長補佐 森 山 保 総括執行官 堤 邦 博
平成 24 年 11 月 13 日 (火)	佐賀地方裁判所唐津支部 南 里 進	執行官監督補佐官 民事首席書記官 入 江 明 子 主任書記官 安河内 修 会計課長 大 鶴 修 司 総括執行官 堤 邦 博
平成 24 年 12 月 13 日 (木)	佐賀地方裁判所 堤 邦 博 南 里 進 橋 口 賢 二	執行官監督官 部総括判事 波多江 真 史 執行官監督補佐官 民事首席書記官 入 江 明 子 民事訟廷管理官 千 住 敏 彦 主任書記官 安河内 修 会計課長 大 鶴 修 司 同補助者 書記官 木 村 学

(別紙第2)

執行官査察結果報告書 佐賀地方裁判所	
査察事項	査察結果
1 帳簿及び物品保管票の 備付け及び使用に関する 事項	1 ■適 □不適 □その他（おおむね適） 【実情】 ○ 備え付けるべき帳簿等は、すべて備え付けられており、帳簿等の記載内容も適正であった。
2 事件の受付及び分配に 関する事項	2 ■適 □不適 □その他（おおむね適） 【実情】 ○ 本庁及び支部の執行官の配置は次のとおりで、受付事務は、各庁とも民事局長通達に基づき、適正な処理がなされていた。 事件の分配についても、事件の偏りはなく、適正、公平に分配されており、特段、指摘する事項はなかった。 本 庁 堤 邦博（総括）、南里 進、橋口 賢二 唐津支部 南里 進（本庁からのてん補） 武雄支部 黒田 彰武、堤 邦博（本庁からのてん補）
3 事件の処理に関する事項	3
(1) 動産執行事件関係	(1) ■適 □不適 □その他（おおむね適） 【実情】 ○ 執行官予納金納付後、速やかに期日指定がなされ、ほとんどが予納金納付後、1週間以内には執行に着手していた。

(2) 明渡し・引渡し事件関係

(2) ☒ 適 ☐ 不適 ☐ その他（おおむね適）

【実情】

- 明渡し・引渡しの催告を実施した事案においては、調書に公示書を物件に貼付して公示した旨の記載がなされ、公示書を貼付した様子を撮影した写真が添付されていた。
- ほとんどの事件は、予納金納付から2週間以内に明渡し・引渡しの催告が実施され、引渡し期限内に引渡等を完了していた。引渡し期限を延長する場合は、執行裁判所の許可を得ていた。

(3) 保全執行関係

(3) ☒ 適 ☐ 不適 ☐ その他（おおむね適）

【実情】

- 適正に処理されていた。長期未済事件については、定期的に債権者に本案事件の進行状況の照会等を行っており、適切な進行管理がなされていた。

(4) 現況調査報告書関係

(4) ☒ 適 ☐ 不適 ☐ その他（おおむね適）

【実情】

- 適正に処理されていた。おおむね提出期限内に提出されており、提出期限を超える場合は、執行裁判所に提出期限の延長申請を行い、許可を受けていた。

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

4 ☐ 適 ☐ 不適 ☒ その他（おおむね適）

【実情】

- 調書に記載もれ、執行官の印もれ、誤記等は見られたが、おおむね適正に処理されていた。

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

5 ☒ 適 ☐ 不適 ☐ その他（おおむね適）

【実情】

- 執行官の手数料及び費用に関する規則に基づき適正に処理されていた。

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項

6 ☒ 適 ☐ 不適 ☐ その他（おおむね適）

【実情】

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	○ 適正に処理されており、特に問題となるところはなかった。 ○ すべての事件について、終局後速やかに予納金の還付がなされていた。 7 ■適 □不適 □その他（おおむね適） 【実情】 ○ 適正に処理されていた。
8 執行官室の運営に関する事項	8 ■適 □不適 □その他（おおむね適） 【実情】 ○ 適正に処理されていた。

【凡例】 ○は、実情を紹介するもの

●は、問題のあると思われる取扱い等

(福岡高等裁判所経由)

長崎地裁民訟第48号

(組ろ-05)

平成25年2月20日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

長崎地方裁判所長 横 田 信 之

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け最高裁民三第454号に基づく

報告)

当庁及び当庁管内支部の執行官事務について、実施した平成24年度の査察結果は下記のとおりです。

記

1 査察事項

別紙第1のとおり

2 査察日程等

別紙第2の1, 2のとおり

3 査察結果の要旨

別紙第3のとおり

(別紙第1)

重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項（特に長期未済事件の処理について）
- 2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料並びに費用の算定及び請求に関する事項
- 4 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項
- 5 保管金（執行官予納金，執行官保管金）に関する事項

(別紙第2の1)

平成24年度執行官事務査察日程等

査察実施日	被査察庁	査察担当者			
平成24年 9月11日(火)	大村支部	民事訟廷管理官 主 任 書 記 官 会 計 課 長 総 括 執 行 官	西 田 和 水 口 矢 神 清 吉 田 松	繁 晃 朗 生	
同 9月19日(水)	五島支部	民事首席書記官 主 任 書 記 官 会 計 課 長 総 括 執 行 官	木 村 幹 友 枝 仁 矢 神 清 吉 田 松	人 美 朗 生	
同 9月26日(水)	壱岐支部	民事訟廷管理官 主 任 書 記 官 会 計 課 専 門 官 総 括 執 行 官	西 田 和 友 枝 仁 近 藤 和 吉 田 松	繁 美 弘 生	
同 10月29日(月)	厳原支部	民事次席書記官 主 任 書 記 官 会 計 課 課 長 補 佐 総 括 執 行 官	古 賀 徳 友 枝 仁 美 間 坂 俊 吉 田 松	秀 美 一 生	
同 11月5日(月)	平戸支部	民事次席書記官 主 任 書 記 官 会 計 課 長 総 括 執 行 官	古 賀 徳 水 口 矢 神 清 吉 田 松	秀 晃 朗 生	
同 11月20日(火)	島原支部	民事訟廷管理官 主 任 書 記 官 会 計 課 専 門 官 総 括 執 行 官	西 田 和 友 枝 仁 近 藤 和 吉 田 松	繁 美 弘 生	

平成24年 12月3日(月)	佐世保支部	民事次席書記官	古	賀	徳	秀
		主任書記官	友	枝	仁	美
		主任書記官	水	口		晃
		会計課長	矢	神	清	朗
		総括執行官	吉	田	松	生
平成25年 1月9日(水)	本庁	執行官監督官	井	田		宏
		民事首席書記官	木	村	幹	人
		民事次席書記官	古	賀	徳	秀
		民事訟廷管理官	西	田	和	繁
		主任書記官	友	枝	仁	美
		書記官	濱	村	正	章
		書記官	岡	本		歩
		会計課専門官	近	藤	和	弘

(別紙第2の2)

平成24年度執行官自庁査察日程等

査察実施日	被査察庁	執行官	査察担当者（監督官、監督補佐官）	
平成24年 6月4日	長崎地裁	(総括執行官)	執行官監督官	井田 宏
		吉田松生	民事首席書記官	木村幹人
			民事次席書記官	古賀徳秀
		坂中 隆	民事訟廷管理官	西田和繁
		福井末久甲	主任書記官	友枝仁美
			会計課課長補佐	美間坂俊一
同	6月4日	島原支部	森 勇	執行官監督官 北岡裕章 上席主任書記官 一瀬圭司
同	6月8日	大村支部	毛越里美 森 勇	執行官監督官 大竹敬人 上席主任書記官 小楠祐一
同	6月11日	厳原支部	毛越里美	執行官監督官 佐々木公 主任書記官 森山文俊
同	6月13日	佐世保支部	吉末和博 藤川和利	執行官監督官 松下 潔 上席主任書記官 谷村久雄 訟廷管理官 合戸浩一 主任書記官 水口 晃
同	6月15日	五島支部	福井末久甲	執行官監督官 小川 暁 主任書記官 松田 仁
同	6月22日	壱岐支部	坂中 隆	執行官監督官 佐々木公 主任書記官 阿野 実
同	6月25日	平戸支部	吉末和博	執行官監督官 島崎卓二 主任書記官 坊 昭宏

(別紙第3)

査 察 結 果 要 旨

重点査察事項

1 事件の処理に関する事項(特に長期未済事件の処理について)

(1) 動産執行事件(執イ)

ア 執行の着手は、ほとんどの事件について、予納金の納付後2週間以内に着手されていた。予納金納付後2週間を超えて着手された事件は、年末年始をはさんだものであったり、てん補庁である離島の事件で、台風により交通が不通であったりして、止むを得ない事由によるものであり、特に問題状況は認められなかった。

イ いわゆる外観執行については、複数回(2回ないし4回)執行場所に臨場した上で、占有状況及び差し押さえるべき動産の有無等を認定しており、執行不能処理の状況に問題はなかった。引き続き占有状況等の認定は慎重に行うよう要請した。

ウ 長期未済となっている事件はなかった。

(2) 不動産引渡等執行事件(執ロ)

ほとんどの事件について、予納金納付後、2週間以内に明渡しの催告手続が執られていた。引渡し期限の伸長又は延長についても、執行裁判所の許可を受けて、再催告手続が適正に行われていた。

(3) 保全執行事件(執ハ)

特に問題となる事項はなかった。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

民事執行規則13条2項では、調書の「執行に立ち会った債務者の署名・押印」欄には、執行に立ち会った者の署名押印が必要とされ、署名押印をしなかったときは、その事由を同欄に記載しなければならないとされていることから、執行に立ち会った債務者の署名押印がなかったので、「立ち会った者が署名押印をしなかった理由」を調書に記載するよう指導した。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

特に問題となる事項はなかった。

- 4 帳簿, 物品保管票, 記録及び簿冊の保管, 保存及び廃棄に関する事項

特に問題となる事項はなかった。

- 5 保管金(執行官予納金, 執行官保管金)に関する事項

執行官予納金の還付につき, 会計課への残額の払い出し通知を失念した事件があったので, 速やかに通知するよう指導するとともに過誤防止策の策定を指示した。

査察後, 2週間毎に保管金事務処理システムから残高モニタリストを出力した上, 執行官が, 還付漏れがないかどうかを点検する態勢を執った旨の報告がなされた。

大分地裁民訟第33号

(訟ろー10)

平成25年1月29日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

大分地方裁判所長 中 谷 雄二郎

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年における当庁及び支部について実施した標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 重点査察事項

別紙第1のとおり

2 査察期日、被査察執行官及び査察担当者

別紙第2のとおり

3 査察結果の要旨

別紙第3のとおり

(別紙第1)

重 点 査 察 事 項

- 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- 2 事件の受付及び分配に関する事項
- 3 事件の処理に関する事項
 - (1) 執イ事件受理後の差押未着手事件及び執イ、執ロ、執ハ事件の長期未済事件について
 - (2) 現況調査報告書の提出状況について
- 4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 5 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- 6 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 8 執行官室の運営に関する事項

(別紙第2)

平成24年度執行官事務査察(全庁査察)日程表

査察期日	庁名 (被査察執行官)	担当者 (監督官, 監督補佐官等)
10月15日(月)	杵築支部 (姫野謙治)	大分地方裁判所 民事首席書記官 中 川 恵 雄 主任書記官 永 江 敏 宏 裁判所書記官 楠 元 憲 次 裁判所書記官 坂 本 則 博 会計課長 井 上 幹 男 総括執行官 後 藤 吉 典
10月17日(水)	日田支部 (吉岡俊介)	大分地方裁判所 民事次席書記官 横 田 雅 善 主任書記官 永 江 敏 宏 裁判所書記官 川 田 芳 之 裁判所書記官 松 永 暢一郎 会計課長 井 上 幹 男 総括執行官 後 藤 吉 典
10月31日(水)	竹田支部 (後藤吉典)	大分地方裁判所 民事次席書記官 横 田 雅 善 主任書記官 早 田 高 昭 裁判所書記官 楠 元 憲 次 会計課長補佐 泉 川 一 司
11月13日(火)	佐伯支部 (秋丸敏明)	大分地方裁判所 民事首席書記官 中 川 恵 雄 主任書記官 早 田 高 昭 裁判所書記官 河 野 美津子 会計課長補佐 泉 川 一 司 総括執行官 後 藤 吉 典 大分地方裁判所中津支部 主任書記官 宮 本 士 郎
11月28日(水)	中津支部 (釘宮良孝)	大分地方裁判所 民事首席書記官 中 川 恵 雄 主任書記官 早 田 高 昭 裁判所書記官 松 永 暢一郎 会計課長 井 上 幹 男 総括執行官 後 藤 吉 典
12月6日(木)	本 庁 (後藤吉典) (秋丸敏明) (吉岡俊介) (姫野謙治)	大分地方裁判所 部総括判事 宮 武 康 判事補(特) 能 宗 美 和 民事首席書記官 中 川 恵 雄 民事次席書記官 横 田 雅 善 民事訟廷管理官 山 下 浩 一郎 主任書記官 永 江 敏 宏 主任書記官 早 田 高 昭 会計課長 井 上 幹 男

(別紙第3)

査 察 結 果 の 要 旨

1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

帳簿及び物品保管票の備付け及び使用は、おおむね適正に処理されていた。

2 事件の受付及び分配に関する事項

事件の受付及び分配については、通達、事務分配の定め等に基づき、適正に処理されていた。

3 事件の処理に関する事項

(1) 執イ事件受理後の差押未着手事件及び執イ、執ロ、執ハ事件の長期未済事件について

執イ事件については、ほとんどの事件が執行官予納金の納付から1週間以内に執行に着手されていたが、着手までに2週間程度かかった事件が数件見受けられた。いずれもやむを得ない事情が存するものであったが、より迅速な着手に心掛けるよう指導した。

執ロ事件については、ほとんどの事件で、明渡しの催告は申立てのあった日から2週間以内の日に、引渡期限は明渡しの催告のあった日から1か月を経過する日に、強制執行予定日は引渡期限内にそれぞれ定められていた。また、引渡期限を延長している事件においては、執行裁判所の許可を得た上で延長期限が定められていた。

なお、担保不動産収益執行事件の事務処理についても問題は見受けられなかった。

執ハ事件の長期未済事件については、執行自体終了しており、本案の進行状況について電話聴取を行って把握するなど、適正な事務処理がなされていた。

(2) 現況調査報告書の提出状況について

現況調査報告書は、いずれも提出期限内に提出されていた。

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

記録、調書その他の書類の作成については、おおむね適正な処理がなされていた。

5 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

手数料及び費用の算定並びに請求については、適正に処理されていた。

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項

事件記録に綴てつされた執行費用計算書と、保管金事務処理システムから出力したモニタリストとの記載内容を照合したところ、全般的に丁寧かつ正確な記載がなされていた。

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

事件記録及び帳簿等の保管、保存及び廃棄については、おおむね適正かつ迅速に処理されていた。

8 執行官室の運営に関する事項

執行官室の運営について、問題となる事項はなかった。

なお、執行裁判所と執行官との勉強会及び評価人を含めた三者協議会を定期的に開催しており、連携強化が図られている。さらに、勉強会等における申し合わせ事項等については、本庁において取りまとめ、各支部にも提供している。

おって、事務員との面談も行い、事務処理状況や執行官との意思疎通等の実情を聴取したが、問題となる事項はなかった。

熊本地裁民訟第179号

(組ろー05)

平成25年2月22日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

熊本地方裁判所長 永 松 健 幹

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け最高裁民三第454号に基づく

報告)

平成24年度における標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 重点査察事項

別紙第1のとおり

2 査察日程等

別紙第2のとおり

3 査察結果の要旨

別紙第3のとおり

(別紙第1)

重点査察事項

- 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- 2 事件の受付及び分配に関する事項
- 3 事件の処理に関する事項

ア 執イ事件受理後の差押未着手事件及び執イ，執ロ，執ハ事件の長期未済事件について

イ 現況調査報告書の提出状況について

- 4 記録，調書その他の書類の作成に関する事項
- 5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 6 予納金，保管金及び保管物に関する事項
- 7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項
- 8 執行官室の運営に関する事項

(別紙第2)

被査察庁及び日程等

自 庁 査 察			
実施年月日	被査察庁及び執行官氏名	査察事務担当者	
		監督官	監督補佐官
平成24年 6月14日 (木)	熊本地方裁判所 八代支部 執行官 清 重 正 治	判 事 菊 井 一 夫	主任書記官 江 藤 浩 盛 (補助者) 主任書記官 緒 方 宏 至 会計係長 東 勝 徳
6月14日 (木)	熊本地方裁判所 人吉支部 執行官 井 上 俊 也	判 事 小 崎 賢 司	主任書記官 上 濱 修
6月14日 (木)	熊本地方裁判所 天草支部 執行官 荒 川 耕 一	判 事 片 山 健	主任書記官 奥 村 貞 二
6月19日 (火)	熊本地方裁判所 阿蘇支部 執行官 北 岡 昭 二	判事補(特) 宇 野 遥 子	主任書記官 住 吉 公 宏
6月26日 (火)	熊本地方裁判所 玉名支部 執行官 久 野 成 實	判 事 村 川 主 和	主任書記官 蟻 川 美和子 (補助者) 書記官 荒 瀬 貴 伸
6月27日 (水)	熊本地方裁判所 総括執行官 福 池 淳一郎 総括執行官補佐 南 宏 執行官 井 上 俊 也 同 久 野 成 實 同 吉 澤 義 則 同 荒 川 耕 一 同 林 田 孝 介 同 北 岡 昭 二 同 清 重 正 治	部総括判事 増 田 隆 久	民事首席書記官 吉 田 尊 志 民事次席書記官 松 浦 宜 明 民事訟廷管理官 坂 口 哲 也 主任書記官 田 口 浩 介 主任書記官 安 部 賢 司 主任書記官 藤 木 辰 彦

	同 中 島 泰 啓		会 計 課 長 長 嶺 誠 治
6 月 2 9 日 (金)	熊 本 地 方 裁 判 所 山 鹿 支 部 執 行 官 林 田 孝 介	判 事 補 (特) 堀 内 元 城	主 任 書 記 官 吉 田 保 人 (補 助 者) 事 務 官 平 野 博 愛

全 庁 査 察			
実施年月日	被査察庁及び執行官氏名	査察事務担当者	
		監督官等	監督補佐官
平成24年 10月25日 (木)	熊本地方裁判所 人吉支部 執行官 井 上 俊 也		民事首席書記官 吉 田 尊 志 主任書記官 安 部 賢 司 (補助者) 会計課課長補佐 吉 田 大 輔 総括執行官補佐 南 宏
11月20日 (火)	熊本地方裁判所 阿蘇支部 執行官 北 岡 昭 二		民事次席書記官 松 浦 宜 明 主任書記官 田 口 浩 介 会計課長 長 嶺 誠 治 総括執行官 福 池 淳一郎
11月29日 (木)	熊本地方裁判所 八代支部 執行官 清 重 正 治		民事次席書記官 松 浦 宜 明 主任書記官 藤 木 辰 彦 会計課長 長 嶺 誠 治 総括執行官 福 池 淳一郎
12月13日 (木)	熊本地方裁判所 天草支部 執行官 荒 川 耕 一		民事首席書記官 吉 田 尊 志 主任書記官 田 口 浩 介 会計課長 長 嶺 誠 治 総括執行官補佐 南 宏

12月18日 (火)	熊本地方裁判所 玉名支部 執行官 久野成實		民事首席書記官 吉田尊志 主任書記官 藤木辰彦 會計課長 長嶺誠治 総括執行官補佐 南宏
12月19日 (水)	熊本地方裁判所 総括執行官 福池淳一郎 総括執行官補佐 南宏 執行官 井上俊也 同 久野成實 同 吉澤義則 同 荒川耕一 同 林田孝介 同 北岡昭二 同 清重正治 同 中島泰啓	部総括判事 増田隆久	民事首席書記官 吉田尊志 民事次席書記官 松浦宜明 民事訟廷管理官 坂口哲也 主任書記官 田口浩介 主任書記官 安部賢司 主任書記官 藤木辰彦 主任書記官 川端憲二 會計課長 長嶺誠治
12月21日 (金)	熊本地方裁判所 山鹿支部 執行官 林田孝介		民事次席書記官 松浦宜明 主任書記官 川端憲二 (補助者) 會計課課長補佐 吉田大輔 総括執行官 福池淳一郎

(別紙第3)

査 察 結 果 要 旨

第1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

帳簿等は通達に従って適正に備え付けられており、記載内容も適正であった。

第2 事件の受付及び分配に関する事項

通達等に基づき適正に処理されていた。

第3 事件の処理に関する事項

1 動産執行事件（執イ）について

動産執行事件の執行着手時期については、いずれの庁においても、早期の着手時期の目安である執行費用納付後2週間以内の着手が励行され、又は励行するための努力がなされていた。ただし、数庁においては、債権者の立会希望があった、着手までに年末年始の期間を挟んだ、執行場所が離島であり移動手段の準備に時間を要した、関連する執口事件と同時に執行に着手した等の場合に、2週間を超えて着手しているものがあつた。それぞれ相当の理由が認められるものであつたが、今後も、予納金納付後は可能な限り早期に執行に着手するように指導した。

全戸不在で執行に立ち会った者がいない場合の執行不能調書に、「解錠の要否」欄の記載もなく、調書の記載から執行不能（無剰余）と認定した根拠が明確でないものが散見された。解錠することなく、窓から建物内部を見て換価価値のある動産がないと認定する等した場合は、その旨を補足事項等として調書に記載する等して執行不能と認定した根拠を明らかにするのが相当である旨指導した。

その他、執行費用計算書に予納金納付日の記載がないもの、執行中止調書の執行目的欄の記載がないもの、「執行日時指定書」が編てつされていないもの、執行不能調書の執行に立ち会った者の記載がないもの、執行費用計算書の旅費の額は適正であるものの距離の誤記があるものがあつたので、即時に補正する

よう指示した。

2 不動産引渡等執行事件（執ロ）について

不動産引渡事件について、明渡しの催告、公示及び断行の各手続は、いずれも適正に行われていた。ただし、断行実施予定日のみを変更し、引渡期限の延長に必要な執行裁判所の許可を得ていない事件が1件あった。占有移転の可能性が低い事案である等の理由から実際上の問題は生じていないものの、延長に際しては執行裁判所の許可を取るよう指導した。

また、法令上、引渡期限は催告があった日から1月を経過する日と規定されているところ、1月以内の日を引渡期限としているものが数件あったため、今後は法令の規定を遵守するよう指導した。

3 保全処分執行事件（執ハ）について

各庁とも申立件数は少なく、着手はおおむね1週間以内になされており、適正に処理されていた。長期未済事件については、いずれも債権者等に対し、少なくとも年に1、2回程度の割合で定期的に本案訴訟の進捗状況等を照会したり、取り下げ勧告をするなどの進行管理がなされており、特段の問題はなかった。

4 現況調査事件について

各執行官ともに、現況調査報告書はおおむね提出期限内に提出されており、事務遅滞はなかった。

第4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

上記第3の1記載の事項に関して指導した以外に、誤記、記載漏れがわずかにあったが、おおむね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

第5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

民事局長通達「執行官の手数料及び費用の算定基準について」等に基づき適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

第6 予納金、保管金及び保管物に関する事項

執行予納金について、申立日より1か月を超えて納付されたものが1件あった。納付が遅れた理由につき、記録上、申立人が保管金提出書を紛失した旨記載した付箋があったが、予納金の納付が遅れているときは、申立人に確認の上、記録上明らかにするよう指導した。

それ以外については問題となるような事項はなく、適正に処理されていた。

保管物の取扱いはなかった。

第7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

帳簿、記録等は、[REDACTED]に整然と排架され、適正に保管されていた。

帳簿、記録等の保存及び廃棄については、遅滞なく、適正に処理されていた。

第8 執行官室の運営に関する事項

当庁6支部の執行官については、全員本庁からのてん補によっているところ、各支部において、執行官不在時には、事務員又は職員が必要に応じて執行官と電話連絡をとるなどして対応しており、執行官が常駐していないことに起因するトラブルが発生するような状況はなかった。

鹿児島地裁民第122号

(組ろー05)

平成25年2月19日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

鹿児島地方裁判所長 伊 藤 納

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察日程等

別紙第1の1及び1の2のとおり

2 査察結果の要旨

別紙第2のとおり

(別紙第1の1)

自庁査察（被査察庁及び日程等）

査察対象執行官 氏 名	実施月日	査察事務担当者	
		監督官等	監督補佐官等
鹿児島地方裁判所 鹿屋支部 執行官 山 元 則 男 同 是 枝 豊	6月4日 (月)	鹿児島地方裁判所鹿屋 支部 支部長裁判官 太 田 寅 彦	鹿児島地方裁判所鹿屋 支部 庶務課長 石 田 勤
鹿児島地方裁判所 本庁及び知覧支部 執行官 松 原 満 平 同 山 口 謙 一 同 松 田 健一郎 同 下水流 亨	6月14日 (木)	民事第3部総括裁判官 大 島 淳 司 執行担当裁判官 五十嵐 章 裕	民事首席書記官 寺 司 憲 生 民事次席書記官 右 田 敏 民事訟廷管理官 高 村 伸 也 主任書記官 内 山 幸 一 主任書記官 山 元 強 主任書記官 池 田 勉 会計課課長補佐 檜 垣 和 博

鹿児島地方裁判所 名瀬支部 執行官 安 樂 育 司	6 月 1 5 日 (金)	鹿児島地方裁判所名瀬 支部 支部長裁判官 渡 邊 秀 夫	鹿児島地方裁判所名瀬 支部 庶務課長 川 畑 洋 一
鹿児島地方裁判所 川内支部 執行官 林 良 一	6 月 2 2 日 (金)	鹿児島地方裁判所川内 支部 支部長裁判官 作 田 寛 之	鹿児島地方裁判所川内 支部 庶務課長 田 邊 善 晴
鹿児島地方裁判所 加治木支部 執行官 仮 屋 大 二 郎	6 月 2 8 日 (水)	鹿児島地方裁判所加治 木支部 支部長裁判官 餘多分 宏 聡	鹿児島地方裁判所加治 木支部 庶務課長 永 里 秀 行

(別紙第1の2)

被査察庁及び日程等

被査察庁	実施月日	監督官・監督補佐官等
鹿児島地方裁判所 加治木支部	11月21日(水)	判事(部総括) 大 島 淳 司 民事次席書記官 右 田 敏 民事主任書記官 山 元 強 会計課課長補佐 檜 垣 和 博 総括執行官 松 原 満 平
鹿児島地方裁判所 川内支部	11月29日(木)	判事(部総括) 大 島 淳 司 民事首席書記官 寺 司 憲 生 民事主任書記官 池 田 勉 会計課専門官 米 盛 弘 志 総括執行官 松 原 満 平
鹿児島地方裁判所 鹿屋支部	12月4日(火)	判事(部総括) 大 島 淳 司 民事首席書記官 寺 司 憲 生 民事主任書記官 内 山 幸 一 民事主任書記官 山 元 強 会計課専門官 米 盛 弘 志 総括執行官 松 原 満 平

鹿児島地方裁判所 名瀬支部	12月18日(火) 19日(水)	判事(部総括) 大 島 淳 司 民事次席書記官 右 田 敏 民事主任書記官 池 田 勉 会計課課長補佐 檜 垣 和 博 総括執行官 松 原 満 平
鹿児島地方裁判所 本庁及び知覧支部	12月25日(火)	判事(部総括) 大 島 淳 司 判 事 五十嵐 章 裕 民事首席書記官 寺 司 憲 生 民事次席書記官 右 田 敏 民事訟廷管理官 高 村 伸 也 民事主任書記官 内 山 幸 一 民事主任書記官 山 元 強 民事主任書記官 池 田 勉 会計課課長 小中野 浩

(別紙第2)

1 重点査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項

特に次の事項

- (ア) 民事執行法168条の2の明渡し催告及び引渡し期限の指定等の状況
- (イ) 執行場所が離島の場合の動産執行の処理状況
- (3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (6) 執行官室の運営に関する事項

2 査察の方法

帳簿及び記録を精査すると共に、執行官全員に対して面談を実施した。

3 査察結果のうち、特筆すべきもの

自庁査察、全庁査察を通じて、上記重点査察事項に関し、特定の庁について問題とすべき状況はなかった。

4 事件の処理に関する事項について、改善等がなされた事項

- (1) 期間入札の実施要領の見直し

平成23年12月から期間入札の実施要領の見直しを実施し、開札期日における事務（いわゆる「一斉開札方式」）を中心として、より一層の事務処理の迅速化・適正化を図ったところであるが、本庁及び全支部を通じてその運用が定着した。

- (2) 支部執行官に対する指導監督態勢の見直し

ア 執行事件記録の査閲について

支部では、監督補佐官（庶務課長）が査察時（自庁査察の年1回）以外に事件記録の査閲を実施している庁が1庁のみであったことから、他

の3支部についても監督補佐官（庶務課長）が毎月1回は前月分の既済記録（執イ、ロ、ハ）の査閲を実施するように、支部の監督補佐官の意見を踏まえ、実効性のあるものとして改善した。

具体的に問題点等を把握した場合は、本庁の監督補佐官等及び総括執行官と連携して、早期に是正措置が講じられるよう指導監督の充実強化を図ったものである。

このことによって、監督補佐官と執行官とのコミュニケーションの機会が増え、日常の相談態勢を充実させることにもなっている。

また、執行官事務の経験のない監督補佐官の執務能力の向上にも繋がっている。

イ 定期ミーティングの実施について

支部では、監督補佐官等と執行官との間において、定期的なミーティングを実施している庁がなかったことから、定期的な情報の共有の重要性を指摘し、支部の実情に応じて定期的の実施するよう指導した。

5 執行官室の運営に関する事項

本庁について、平成24年4月から執行官1名の減員となっているが、新受件数も減少傾向にあり、特段の問題は生じていない。

以上

宮崎地裁民訟第 9 1 号

(訟ろー 0 2)

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

宮崎地方裁判所長 一 志 泰 滋

執行官事務査察の結果について

(平成 6 年 1 2 月 2 0 日付け民三第 4 5 4 号に基づく報告)

平成 2 4 年度の標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

第 1 査察実施日等

庁 別	査察種類	日 程	査察担当者
本 庁 日南支部	自庁査察	24. 6. 25 (月)	監督官 内藤裕之 外 8 名
	全庁査察	24. 11. 5 (月)	監督官 内藤裕之 外 8 名
都城支部	自庁査察	24. 6. 14 (木)	監督官 小田島靖人 外 3 名
	全庁査察	24. 10. 4 (木)	監督官 内藤裕之 外 5 名
延岡支部	自庁査察	24. 6. 28 (木)	監督官 太田敬司 外 4 名
	全庁査察	24. 10. 22 (月)	監督官 向井敬二 外 5 名

第 2 重点査察事項

- 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- 2 事件の処理に関する事項
- 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

6 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果

1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

備付けを要する帳簿及び物品保管票は全て備え付けられており、その記載内容も概ね正確に記載されていた。

2 事件の処理に関する事項

(1) 動産執行事件（執イ）

特段の事情がない限り、予納金納付から執行着手までの期間が2週間を超えたものではなく、ほとんどの事件において1週間以内の着手、1か月以内の処理がなされていた。長期未済事件もない。

(2) 引（明）渡事件（執ロ）

迅速かつ適正に処理されており、特に問題となる事項は見られない。

(3) 仮差押・仮処分事件（執ハ）

迅速かつ適正に処理されており、特に問題となる事項は見られない。係属中の事件については、定期的に当事者に対し本案の係属状況等を確認し、その内容を記録化していた。点検執行も実施されていた。

(4) その他の事件

現況調査事件については、物件多数の事件や複雑事案を除いて、概ね提出期限内に現況調査報告書が提出されており、現況調査報告書の記載内容についても良好で、問題となる点はなかった。

送達事件等は、未済事件はなく、早期に処理がなされている。

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

差押調書に立ち会った者の署名や押印がないものについて、署名等がない理由が記載されていないものが複数あったので、記載を徹底するように指導した。それ以外の作成については概ね適正になされていた。

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

「執行官の手数料及び費用に関する規則」及び「執行官の手数料及び費用の算定基準」に定められたとおり適正に処理され、特に問題となる事項は見られない。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

適正に処理されており、保管物の保管方法についても特に問題となる事項は見られない。

6 執行官室の運営に関する事項

執行官と事務員とのコミュニケーションは十分に図られており、事務員に対する指導や執務環境に特に問題はない。昨年4月に任官した執行官に対する指導については、総括執行官が総括補佐執行官と連携し、未経験の事務がないようにと、現在に至るまで配慮している。

日南支部には執行官が常駐しないため、本庁からてん補して処理しているが、いずれも順調な事件処理がされている。

以 上

(福岡高等裁判所経由)

那覇地裁民訟第76号

(組ろー05)

平成25年2月18日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

那覇地方裁判所長 高 野 裕

執行官事務査察結果について

(平成26年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、別紙のとおりです。

(別紙)

1 重点査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の受付及び分配に関する事項
- (3) 事件の処理に関する事項
- (4) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (8) 執行官室の運営に関する事項

2 査察の方法

帳簿、物品保管票、記録及び簿冊を精査すると共に、執行官全員に対して面談を実施した。

3 査察結果のうち、特筆すべきもの

自庁査察、全庁査察を通じて、特筆すべき状況は見られなかった。

(別紙)

日程表(自庁査察)

査察年月日	執行官	査察担当者	
		官職	氏名
6月20日(水)	名護支部 嘉陽 宗幸	監督官 判 事 監督補佐官 庶務課長兼 主任書記官 主任書記官	秋 吉 信 彦 吳 屋 勝 彦 伊良波 雅 也
6月20日(水)	平良支部 佐久間和也	監督官 判 事 監督補佐官 庶務課長兼 主任書記官	竹 村 昭 彦 大 城 清 隆
6月21日(木)	本庁 知念 正次 棚原 清 具志 恒則 名城 嗣英	監督官 判 事 監督補佐官 民事首席書記官 民事次席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 主任書記官 會計課長 査察補助者 主任事務官	井 上 直 哉 荒 木 幸一郎 富田 潔 佐藤 浩二 新田 浩史 伊藤 寛 澤津 秀幸 橋 秀幸 山城 雄輝
6月28日(木)	沖縄支部 與座 武 山田 善満	監督官 判 事 監督補佐官 庶務課長兼 主任書記官 訟廷管理官 主任書記官	遠 藤 真 澄 普天間 章 儀 部 さゆり 古波蔵 浩
6月28日(木)	石垣支部 佐久間和也	監督官 判 事 監督補佐官 庶務課長兼 主任書記官	有 田 浩 規 荒 井 憲 治

(別紙)

日 程 表 (全庁査察)

査察年月日	執 行 官	査 察 担 当 者	
		官 職	氏 名
10月4日(木)	沖縄支部 與座 武 山田 善満	監督補佐官 民事次席書記官 主任書記官 同 査察補助者 会計課課長補佐 総括執行官	富田 潔 新田 史 伊藤 寛 野原 浩 知念 正 国秀 次
10月11日(木)	平良支部 佐久間和也	監督補佐官 民事首席書記官 主任書記官 査察補助者 会計課課長補佐 総括執行官	荒木 幸一郎 伊藤 寛 野原 浩 知念 正 国秀 次
11月1日(木)	石垣支部 佐久間和也	監督補佐官 民事次席書記官 主任書記官 査察補助者 会計課課長補佐 総括執行官	富田 潔 新田 史 伊藤 寛 野原 浩 知念 正 国秀 次
12月4日(火)	名護支部 嘉陽 宗幸	監督補佐官 民事首席書記官 主任書記官 査察補助者 会計課課長補佐 総括執行官	荒木 幸一郎 新田 史 伊藤 寛 野原 浩 知念 正 国秀 次
12月19日(水)	本庁 知念 正次 棚原 清 具志 恒則 名城 嗣英	監督官 判 事 監督補佐官 民事首席書記官 民事次席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 同 会計課長 査察補助者 主任事務官	井上 直哉 荒木 幸一郎 富田 潔 佐藤 浩 新田 浩 伊藤 寛 澤津 秀 橋本 幸 山城 雄輝